

薬生食輸発1030第2号
令和2年10月30日

各検疫所長 殿

医薬・生活衛生局食品監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

「令和2年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について
(アルゼンチン産チアシードのアフラトキシン)

標記については、令和2年3月30日付け薬生食輸発0330第2号(最終改正:令和2年10月28日付け薬生食輸発1028第1号)(以下「モニタリング通知」という。)に基づき実施しているところである。

今般、アルゼンチン産チアシードのアフラトキシンについて、検査命令を解除したことから、令和2年度輸入食品監視指導計画に基づき、モニタリング検査の頻度を30%として対応することとし、モニタリング通知の別表第2に下記を追加することとしたので、御了知の上、関係業者等への周知方よろしく願います。

記

検査強化日	対象国・地域	対象品目	検査項目	製造者、製造所、 輸出者及び包装者
令和2年 10月30日	アルゼンチン	チアシード及びその加工品(チアシードを30%以上含有するものに限る)	アフラトキシン	